

平成29年度第1回政治倫理審査会会議録（平成29年6月16日）

事務局	<p>皆様おはようございます。本日はお忙しい中、平成29年度第1回政治倫理審査会に御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は5人の委員が出席されておりますので、周南市政治倫理条例第15条第2項の規定により会議が成立いたします。</p> <p>議事に入る前に、今年度は事務局の職員の異動がありましたので、紹介させていただきます。</p> <p>（職員紹介）</p> <p>それでは、議事進行につきましては、石橋会長よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>それでは、ただ今から周南市政治倫理審査会を開催します。</p> <p>市長から当審査会に5月24日付けで、「市長の資産等報告書等の審査」の求めが、また、併せて5月24日付けで、「議員の資産等報告書等の審査」の求めがございました。</p> <p>これらにつきまして、政治倫理条例第13条の規定により、調査及び審査を行い、その結果を記載した意見書を市長に提出することとなります。議事が円滑に進みますよう、御協力をよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局から事案の説明を聴いた上で、会議の進め方を決めたいと考えます。</p> <p>まず、事務局から説明をしてください。</p> <p>（次の事項について説明）</p> <ol style="list-style-type: none">1 市長の資産等報告書等について今年度該当するもの2 議員の資産等報告書等のうち今年度該当するもの
会長	<p>次に、今回の会議の進め方について話し合いたいと思います。</p> <p>資料1をお願いします。</p> <p>周南市政治倫理条例第15条第4項は、審査会の会議は、公開とするが、ただし書きにより、「出席委員の3分の2以上の委員が、</p>

<p>委員 会長</p>	<p>会議の内容に周南市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報が含まれると認めた場合は、当該不開示情報が含まれる部分を非公開とする。」と規定しています。</p> <p>本日の審査会の議事は議員の資産等報告書等の審査であり、情報公開条例第7条第4号及び第5号に該当する情報であることから、会議を非公開として運営することによろしいでしょうか。</p> <p>皆様の意見をお願いします。</p> <p>(出席委員全員の賛成)</p> <p>それでは、周南市政治倫理条例第15条第4項の規定に沿って、会議を非公開といたします。</p> <p>(審議部分は非公開)</p>
<p>会長</p>	<p>では、意見書について、市長、議員別々に審議いただきたいと思えます。</p> <p>まず市長からです。</p> <p>審査会の意見としては、「審査の結果、資産等報告書等の内容については、概ね適正に記載されており、証明書類とも符合していた。」ということによろしいでしょうか。</p> <p>次に議員についてです。</p> <p>「審査の結果、資産等報告書等の内容については、概ね適正に記載されており、証明書類とも符合していた。」ただし、先程の条件を併せて記載するということによろしいでしょうか。</p>
<p>委員 会長</p> <p>委員 会長</p>	<p>(承認)</p> <p>関連会社等報告書については、現行のままでよいということによいですか。</p> <p>(承認)</p> <p>事務局から何かありますか。</p>

事務局	<p>意見書は市長、議員別々に作成します。意見書には、かがみをつけ、審査の概要や審査結果などを記載する形式でまとめさせていただきますと考えております。</p> <p>また、内容については、本日いただいた御意見を基に案を作成し、皆様にメール等で確認をしていただき、その後会長に内容を確認いただいた後に持ち回りで決裁とさせていただきますと考えております。</p>
会長	<p>事務局の方から意見書のとりまとめについて提案がありましたが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>(承諾)</p>
会長	<p>それでは、事務局でそのように取りまとめをお願いいたします。その他に何か事務局からありますか。</p>
事務局	<p>議員の資産等補充報告書については、提出があれば、後日審査をお願いすることとなります。</p>
会長	<p>それでは、以上をもちまして本日の政治倫理審査会を終了します。皆様お疲れ様でした。</p>